

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	横市 (表、馬場、出水、今房、和田、尻枝、加治屋、都原、久味木、中簀原、上簀原、南簀原、後簀原、下簀原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月7日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【人口減少・高齢化】 ・高齢化が進み、後継者不足も問題となっていることから、農地の維持・保全のためには新たな農地の受け手の確保が必要不可欠となっている。 ・横市川流域の水田は比較的新しい圃場整備事業が行われており、営農条件は良いが、担い手の高齢化や後継者不足が顕著である。地区内の担い手については、現在の経営面積を超えて規模拡大することが難しくなっている農家も多く、今後、地区内の農業者だけでは担えなくなる可能性が高い。 ・多くの地権者が田を他の人に貸し出している状況であり、自分で田を管理できる人は少なくなっている。</p> <p>【土地利用調整】 ・地区外の農家が大規模に農地を利用している事例があり、中には管理が行き届いていない例がある。一方で、地区内の農業者が条件が良くない遠方の圃場を耕作している例もあるため、耕作者間で土地利用調整の必要性がある。 ・今後、農業者間で農地の交換等の土地利用調整を行う際、圃場ごとに、これまでの管理方法の違いや乾田や湿田等の条件の違いなどにより、簡単には調整ができない可能性が高い。</p> <p>【畑かん】 ・地区の畑のうち、大半は畑かん事業の受益地となっており、北側の畑については、給水栓設置が進んでいる。今後はかんがい用水を活用した生産性や収益性を高める営農体系を確立することが課題である。また、南側の畑については、畑かん事業の受益地になっているが、給水管を設置する県営事業の実施の見込みが立っておらず、今後、畑地での土地利用の方向についての協議が必要になると思われる。</p> <p>【担い手の確保・育成】 ・新規就農者の参入は見受けられるが、今後、参入者を増やすためには、農業者間での受け入れ体制を整える必要がある。</p> <p>【保全・管理】 ・地区内で農地の保全管理が行き届いていない農地が発生しており、新たな耕作者が利用する場合、除草作業や均平作業等で多大な労力が必要になる。今後は、こうした農地の周辺が荒廃化する懸念がある。</p> <p>【その他】 ・集落の周辺の農地の宅地化の進行に伴い住民から営農活動に対する苦情も出てきており、営農環境と住環境との調和が課題になってきている。 ・資材価格等の費用高騰により、経費が増えて所得が確保しにくい状況である。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(カンショ、サトイモ、ゴボウ、ラッキョウ、コマツナ、加工ホウレンソウ、エダマメ、促成キュウリ、キンカン、自然薯)、飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。 ・今後、新規就農者の就農や認定農業者の規模拡大に合わせて、畑かん事業で整備した用水を活用した施設野菜や露地野菜の導入を図る。 ・所得確保対策のため、ユズ等の加工用品目の推進を検討する。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	421.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	421.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地区内には土地利用型農業を行う露地野菜農家や畜産農家が比較的多く、今後、規模拡大に伴い農地が必要になる可能性があるため、継続的に農地利用についての話し合いを進め、農地の集積、集約化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住するケースが多くなることが予想されることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気・怪我や高齢化等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・田は大半が比較的新しい時代に整備をされており、現時点では、基盤整備の計画はないが、畦畔除去等の簡易な整備の必要性がある農地もある。必要に応じて圃場整備や畦畔除去等の耕作条件を改善する検討をしていく。 ・畑は古い時代の圃場整備を受けた農地があり、狭小・変型な区画もある。こうした農地については、今後、畑地帯総合整備事業等を実施していく中で基盤整備についても検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦保全・管理等 ・多面的機能支払制度を活用して、用排水路や農道の維持管理や畦払いなどの農地の保全管理作業を継続的に実施する体制を維持する。				